

【解 禁】

○ラジオ・テレビ 10月29日(水)17時
○インターネット 10月29日(水)17時
○新聞 10月30日(木)朝刊

令和7年(2025年)10月29日
学校教育課 生徒支援室
担当者 古賀、山崎
直 通 0952-25-7222 内 線 3426、3418
E-mail: gakkoukyouiku@pref.saga.lg.jp
法務私学課 私立中高・専修学校支援室
担当者 徳安、樋渡
直 通 0952-25-7464 内 線 1930、1925
E-mail: houmu-shigaku@pref.saga.lg.jp

令和6年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
について、佐賀県(国公立小・中・高・特別支援学校)の状況をお知らせします。

教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するため、文部科学省が実施した標記調査の結果における本県の状況については、下記のとおりです。

記

※ 義務教育学校については、前期課程を小学校、後期課程を中学校として計上しています。

1 暴力行為

(1)発生件数(県内国公立の小・中・高等学校)(単位:件)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
小学校	172	110	140	227	305
中学校	223	251	324	401	411
高等学校	26	29	21	39	50
計	421 (4.5)	390 (4.2)	485 (5.3)	667 (7.3)	766 (8.5)
全国国公立	(5.1)	(6.0)	(7.5)	(8.7)	(10.4)

※ ()内は、児童生徒1,000人当たりの発生件数

(2)暴力行為の状況

- 小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は、766件(前年度667件)であり、前年度から99件(前年度比14.8%)増加している。児童生徒1,000人当たりの発生件数は8.5件(前年度7.3件)である。

(3)公立学校における今後の取組

- 県教育委員会としては、引き続き、校内の生徒指導体制の充実や、生徒指導支援員^{注1}や警察などの関係機関等との連携により、未然防止や早期発見・早期対応、再発防止につなげていくよう県立学校及び市町教育委員会に指導・助言する。
- 加害児童生徒が悩みや課題等を抱えているケースも考えられるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含む学校内の関係者がチームとして取り組み、関係機関と連携した教育相談体制を充実させる取り組みを推進する。
- 日常の教育活動を通じて、児童生徒が「他者を思いやり、傷つけない人」に育つことを意識した、校内の雰囲気づくりや働きかけを行うよう県立学校及び市町教育委員会に指導・助言する。

注1:主に少年犯罪に関する法的な知識と非行少年対応等の経験を有する元警察官等を支援員として各教育事務所・支所に配置している。

2 いじめ

(1)認知件数(県内国公私立の小・中・高等学校・特別支援学校)(単位:件)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
小学校	3,504	3,501	3,905	4,260	4,523
中学校	1,051	1,299	1,589	1,769	2,080
高等学校	313	395	383	366	426
特別支援学校	62	54	39	60	38
計	4,930 (51.7)	5,249 (55.7)	5,916 (63.5)	6,455 (69.9)	7,067 (77.3)
全国国公私立	(39.7)	(47.7)	(53.3)	(57.9)	(61.3)

※ ()内は、児童生徒1,000人当たりの認知件数

(2)「重大事態」の発生件数

(県内国公立の小・中・高等学校・特別支援学校) (単位:校、件)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
発生した学校数	7	4	7	13	12
法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」 ^(注2) 発生件数	2	2	2	10	8
法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」 ^(注3) 発生件数	5	2	7	10	5
「重大事態」発生件数の計	7 (0.07)	4 (0.04)	8 ^(注4) (0.09)	15 ^(注5) (0.16)	12 ^(注6) (0.13)
全国国公立の発生件数	512 (0.04)	705 (0.05)	919 (0.07)	1,306 (0.10)	1,405 (0.11)

※ 「重大事態」の発生件数とは、いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとする規定されており、当該調査を行った件数を把握したものをいう。

※ ()内は、児童生徒1,000人当たりの「重大事態」発生件数

注2:法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」である。

注3:法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。

注4:R4年度の「重大事態」発生件数の計は、第1号と第2号の複合事案が1件あり8件である。

注5:R5年度の「重大事態」発生件数の計は、第1号と第2号の複合事案が5件あり15件である。

注6:R6年度の「重大事態」発生件数の計は、第1号と第2号の複合事案が1件あり12件である。

(3)いじめの状況

○ 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、7,067件(前年度6,455件)であり、前年度に比べ612件(前年度比9.5%)増加している。児童生徒1,000人当たりの認知件数は77.3件(前年度69.9件)である。前年度と比較すると、小学校、中学校及び高等学校で増加している。

○ 重大事態の発生件数は、12件である。うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定するものは8件、同項第2号に規定するものは5件である。

(4)公立学校における今後の取組

- 県教育委員会としては、引き続き、できるだけ早い段階で法の定義^(注7)によりいじめを認知し、早期に組織的対応を行うことでいじめの重篤化を防ぐというこれまでの考え方を徹底させていく。
- いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、速やかに、いじめ防止対策推進法等に基づき適切な対応を行うよう、県立学校及び市町教育委員会に指導・助言する。

注7:「当該児童生徒が心身の苦痛を感じている。」「当該児童生徒に心理的又は物理的な影響を与える行為の事実がある。」という2点のいずれにも該当するもの。

3 不登校

(1)不登校児童生徒数(県内国公私立の小・中・高等学校) (単位:人)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
小学校	403 (8.7)	549 (12.1)	669 (14.9)	785 (17.7)	858 (19.7)
全国国公私立	(10.0)	(13.0)	(17.0)	(21.4)	(23.0)
中学校	917 (38.1)	1,091 (44.8)	1,341 (55.6)	1,395 (58.3)	1,370 (57.7)
全国国公私立	(40.9)	(50.0)	(59.8)	(67.1)	(67.9)
小・中学校計	1,320 (18.8)	1,640 (23.5)	2,010 (29.1)	2,180 (31.9)	2,228 (33.2)
全国国公私立	(20.5)	(25.7)	(31.7)	(37.2)	(38.6)
高等学校	298 (13.0)	404 (18.1)	429 (19.6)	550 (25.2)	465 (21.1)
全国国公私立	(13.9)	(16.9)	(20.4)	(23.5)	(23.3)

※ 令和3、4年度の調査において不登校児童生徒数は、「欠席日数」のみではなく、「欠席日数」と「出席停止・忌引き等の日数」の合計が30日以上の子童生徒のうち、不登校を主な理由とする者の数である。

不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く。)をいう。

※ ()内は、1,000人当たりの不登校児童生徒数

※ 高等学校通信制課程は、調査対象となっていない。

(2)不登校の状況

- 小学校における不登校児童数は、858人(前年度785人)であり、73人増加し、過去最多となっている。1,000人当たりでは、19.7人(前年度17.7人)であり、2.0人増加している。
- 中学校における不登校生徒数は、1,370人(前年度1,395人)であり、25人減少している。1,000人当たりでは、57.7人(前年度58.3人)であり、0.6人減少している。
- 小・中学校全体における不登校児童生徒数は、2,228人(前年度2,180人)であり、48人増加しており、過去最多となっている。1,000人当たりでは、33.2人(前年度31.9人)であり、1.3人増加している。
- 高等学校における不登校生徒数は、465人(前年度550人)であり、85人減少している。1,000人当たりでは、21.1人(前年度25.2人)であり、4.1人減少している。

(3)公立学校における今後の取組

- 不登校の未然防止の取組として、すべての児童生徒が学校に来ること を楽しいと感じる魅力的な学校づくりを進めるよう、県立学校及び市町教育委員会に指導・助言する。
- 学校がすべての児童生徒にとって安心して学べる場となり、苦しくなった時や困った時、すぐに相談や支援につながるができるよう、教育相談コーディネーターを中心とした校内外のネットワークを強化し、スクールカウンセラー等の専門家も含めた組織的な教育相談体制の充実を図る。

- 登校はできるけれども教室には入りづらい児童生徒には校内教育支援センター(別室)における支援、学校以外の場所なら通える児童生徒には県や各市町が設置する教育支援センターにおける支援、家から出ることが難しい児童生徒には訪問による支援等、一人一人の状況に応じた支援の充実を図る。
- 保護者が孤立感を抱くことなく、必要な情報を得られるよう、保護者への支援の充実を図る。
- 県教育委員会としては、引き続き、児童生徒の社会的自立に向けて、一人一人の状況に応じた切れ目のない段階的な支援の充実を図っていく。

4 高等学校中途退学

(1)中途退学者数(県内公立の高等学校) (単位:人、(%))

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
高等学校	262 (1.1)	308 (1.3)	300 (1.3)	289 (1.3)	310 (1.4)
全国国公立	(1.1)	(1.2)	(1.4)	(1.5)	(1.4)

※ ()内は、各年度4月1日現在の在籍生徒数に占める中途退学者の割合

(2)中途退学の状況

- 高等学校における中途退学者数は、310人(前年度289人)であり、前年度と比較すると、21人(前年度比7.3%)増加している。在籍生徒数に占める中途退学者の割合は、1.4%(前年度比1.3%)である。

(3)公立学校における今後の取組

- 中途退学の事由や背景は様々であることから、教育相談等により多面的な生徒理解を図り、中途退学の兆候の早期発見に努めるとともに、必要に応じて一人一人に適した指導・配慮をチームとして行うよう指導する。
- 中途退学となった際には、新しい進路先の紹介や再入学についての説明、高等学校卒業程度認定試験の紹介等の情報を提供するなどきめ細かな支援を行うよう指導する。